

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案に関する意見募集について

令和8年1月23日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案について検討を進めています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

- ・ 道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案（別紙）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省物流・自動車局自動車情報課、自動車整備課及び審査・リコール課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月22日（日）（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出フォーム又は意見提出様式に記入のうえ、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。FAX・電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

（1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム

（2）電子メールの場合（テキスト形式で氏名、所属、住所、電話番号、電子メールアドレス、御意見（御意見の対象部分、御意見、御意見の理由）を記載の上）

電子メールアドレス：hqt-jidoshajoho02@gxb.mlit.go.jp

国土交通省物流・自動車局自動車情報課 意見募集担当 宛

※注意事項※

- ・件名には、必ず「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見」と明記してください。
- ・文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
- ・添付ファイルではなく、メール本文に御意見を記載してください。

（3）郵送の場合（別添の意見提出様式をご使用の上）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省物流・自動車局自動車情報課 意見募集担当 宛

※注意事項※

- ・封筒に「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見」と明記してください。

5. 留意事項

皆様から頂いた御意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることができます。御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、意見・情報の内容に応じ、国土交通省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

また、頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめ御承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局自動車情報課、自動車整備課、審査・リコール課 意見募集担当

電話番号（直通） 03-5253-8588

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42117、42412、42352）

国土交通省物流・自動車局自動車情報課 意見募集担当 宛

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見

1. 氏名

2. 所属（法人名等）

3. 住所（任意）

4. 電話番号

5. 電子メールアドレス

6. 意見

（意見ごとに必ず下記事項を記載）：

【意見の対象部分】（該当する法令名・ページ・行番号など）

【意見】

【意見の理由】（意見の根拠となる出典等があれば添付又は併記）